

大洲市地域自治組織再編検討会議

具体的な検討の経過とりまとめ

【検討項目】

1-1	新たな地域自治組織の名称	1
1-2	協働による取組及び組織・職員体制	3
2-1	コミュニティ施設への移行時期及び設置主体	16
2-2	コミュニティ施設の名称	16
2-3	コミュニティ施設の事業・業務及び連絡所業務	16
2-4	コミュニティ施設の利用内容	19
3-1	社会体育施設等の管理運営体制	21
4-1	地域自治組織活動保険の見直し	23
4-2	地域振興一括交付金算定基礎の見直し	25
4-3	地域自治組織と各種地区組織(社会福祉協議会等)との一元化	28
4-4	自治会連絡会議等の在り方	30
	検討会議の各回まとめ	32

《第6回》 令和4年6月28日(火)開催

《第7回》 令和4年8月25日(木)開催

《第8回》 令和4年10月24日(月)開催

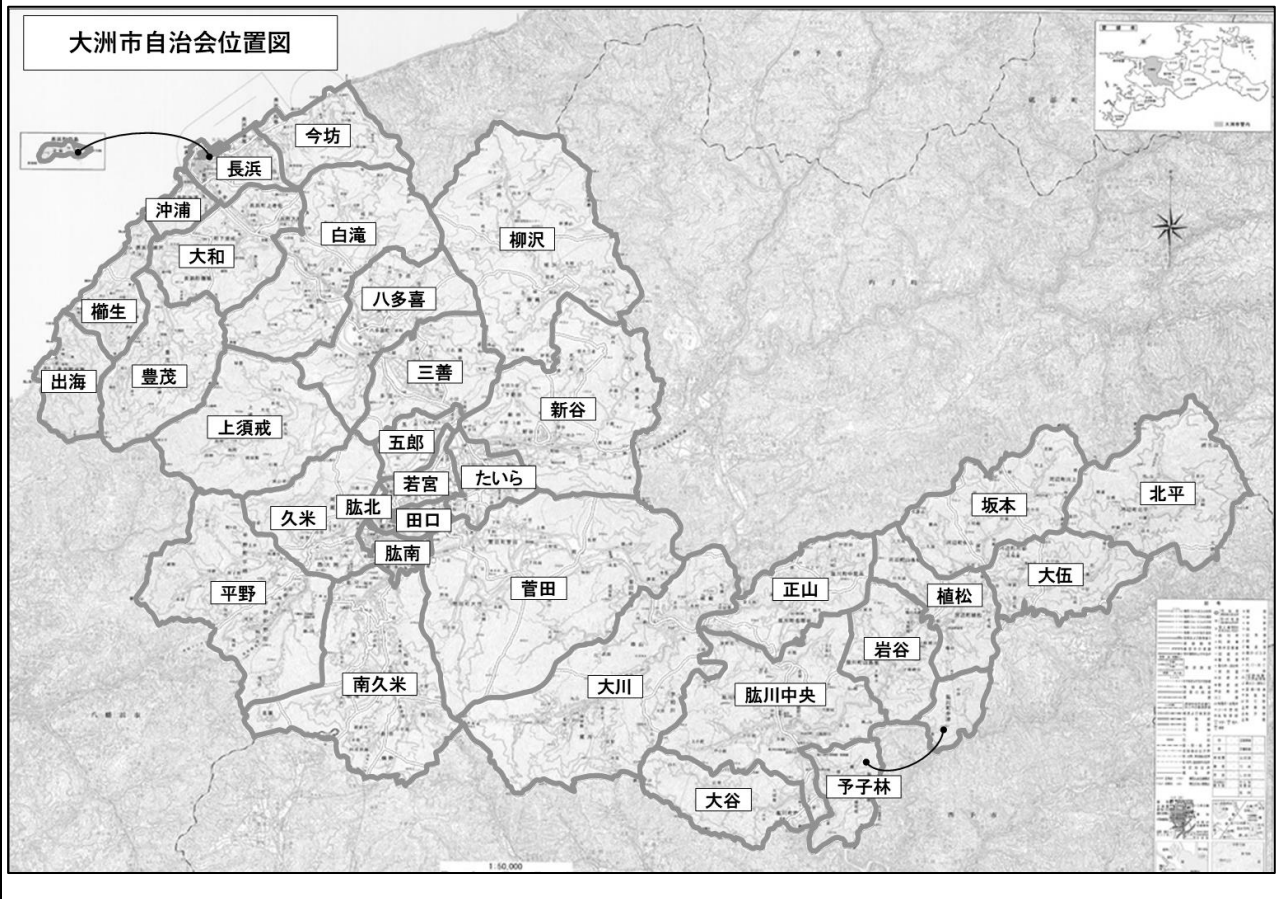
【検討内容】

平成19年度に自治会を市内全域33の地区に設置したが、過疎化の進展や自治会が機能しないなどの課題、さらに地域が自主的・自発的な活動を行うことができる仕組みづくりの必要性などから見直しを行い、平成27年度に自治会と区長会を統合する地域自治組織の再編している。

今回の再編を機に、新たな地域自治組織として生まれ変わるが、自治会の設置から15年が経過し、名称も地域で定着していることから、名称は下表のとおり現行のまま引き継ぐ方向で検討する。

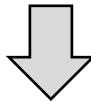
大洲地域 (16)		長浜地域 (8)	肱川地域 (5)	河辺地域 (4)
肱南自治会	南久米自治会	長浜自治会	肱川中央自治会	植松自治会
久米自治会	菅田自治会	沖浦自治会	正山自治会	坂本自治会
肱北地区自治会	大川自治会	今坊自治会	大谷自治会	大伍自治会
若宮地域自治会	柳沢自治会	櫛生地域自治会	岩谷地域自治会	北平自治会
五郎自治会	新谷自治会	出海自治会	予子林自治会	
田口地区自治会	三善自治会	大和自治会		
たいら自治会	八多喜自治会	豊茂自治会		
平野自治会	上須戒自治会	白滝自治会		

《参考》




【検討記録】

《意見等》	《対応方針等》
<p>《第6回検討会議》</p> <p>① 地域の馴染みのある名称にすると全体的な統一が図れないため、名称は統一すべき。</p>	<p>① 現名称で引き継ぐ形でどうかと考えている。</p>



【検討結果】

<p>《第6回検討会議》</p> <ul style="list-style-type: none">● 現名称のまま引き継ぐ方向とする。● 特別に変更の希望があれば、その都度、検討する。 

【検討内容】

画一的な行政サービスでは、多様化するニーズや課題に対応できないことから、国・県等補助制度の対象を市町村から自治会・団体等に移行し、地区（地域自治組織）の実情に応じたまちづくりが求められている。このことを踏まえ、地域自治組織の取組や体制整備を支援する。

◎ 協働による取組の追加

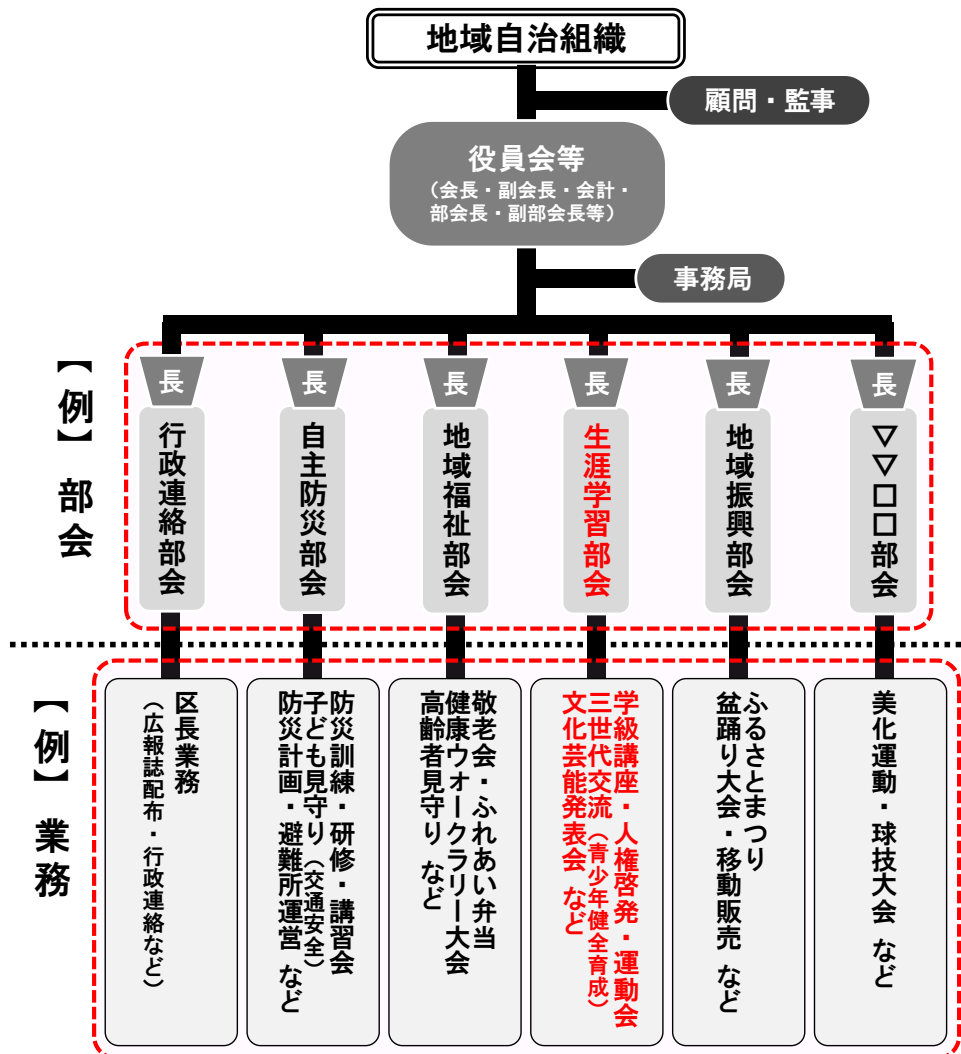
区長業務、自主防災事業、敬老会事業、**地域の学び事業（生涯学習事業）**、身近な課題を解決するために必要な環境整備、地域振興等に関する事業等

※ 事業の洗い出しによる見直し（廃止・継続・新規）により、地域の実情に応じた取組は可能である。

◎ 組織・職員体制の強化・支援

- ・ 部会長等への役割分担 ⇒ 役員手当算定基準（地域振興一括交付金）の増額
- ・ 自立した運営体制の準備 ⇒ 地域自治業務担当職員（集落支援員）の配置
（現公民館主事の数+α（3年想定））
- ・ 円滑な引継ぎ ⇒ センター移行年度における公民館主事の重複配置

【協働による取組と組織体制のイメージ】



【職員体制のイメージ】

現行の体制

例) 肱南公民館の場合

地区公民館



公民館長 1

公民館長



公民館主事 1

公民館主事



会計年度
任用職員 1

会計年度任用職員



管理人 1

管理人

移行 1 年目の体制

現人数+0.5人 (+引継1人)

《 直 営 》

コミュニティセンター (仮称)



センター長 1

センター長
(会計年度任用職員)



公民館主事



集落支援員 1.5

例) フルタイム1人+パート1人
例) パート3人

※地域自治組織業務を担う職員

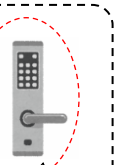
集落支援員
(会計年度任用職員)



センター職員 1

※施設管理及び行政窓口業務、地域自治組織支援を担う職員

センター職員
(会計年度任用職員)



土日祝日・夜間の施設利用を予約管理システムや暗証番号式スマートロックを導入し、セキュリティの強化と管理の負担軽減を図る。

移行

「公民館主事」は、センター移行後1年間、センターに在籍し集落支援員と共に事業を行いながら、順次、引継ぎを行う。

移行 2・3 年目の体制

現人数+0.5人

《 直 営 》

コミュニティセンター（仮称）



センター長 1



集落支援員
(会計年度任用職員)

集落支援員 1.5

例) フルタイム1人+パート1人
例) パート3人

※地域自治組織業務を担う職員



センター職員
(会計年度任用職員)

センター職員 1

※施設管理及び行政窓口業務、地域自治組織支援を担う職員



移行 4 年目からの体制

現人数+1.0人

《 指定管理 》

コミュニティセンター（仮称）



センター長 1

センター長
(地域任用職員)



集落支援員
(地域任用職員)

集落支援員 2

例) フルタイム2人
例) フルタイム1人+パート2人



センター職員
(地域任用職員)

センター職員 1

「集落支援員」と「センター職員」を区分せず、地域自治組織業務と施設管理業務を一体的に実施できる体制が可能となる。

【支援体制】

- 地域任用職員の「募集」や「任用手続き等」は、地域自治組織の負担軽減を図るため、市において支援できる体制を整える。
- 移行 4 年目に指定管理への移行体制が整わない場合で、指定管理に移行するまでの間は、引き続き、市の直営による管理とする。

1 組織再編後における協働による取組

大洲市地域自治推進条例に基づき、市との協働による取組として、次に掲げるものについては、「心豊かに暮らし続けることができる住み良い地域社会の実現」に向けた継続的な取組として推進するため、改めて、「自治会と大洲市との協働による取組等に係る協定書」を締結する。

ただし、地域の学び事業（生涯学習事業）については、下表のとおり必須とする取組を定めるが、表記以外の取組は地域の実態に応じて、継続・廃止・新規など、取捨選択することができる。

協働による取組	協働による取組の概要
(1) 区長業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報大洲等の配布、お知らせ等の回覧 ○ 要望や各種事業の取りまとめ・調査 ○ 募金等の周知・取りまとめ ○ 区入りの促進 他
(2) 自主防災事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会・訓練の実施 ○ 防災資機材等の整備 ○ 避難所運営等の協力 他
(3) 敬老会事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敬老会対象者の取りまとめ ○ 敬老会（式典等）の開催
(4) 地域の学び事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の開催（家庭教育・高齢者・女性・成人・青年学級等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 10 名以上で構成 ・ 学級合計 15 回以上、30 時間以上 ※ 目安：1 学級あたり年 3 回以上、6 時間以上 ○ 青少年健全育成に資する事業の実施 ○ 健康寿命延伸に資する事業の実施 ○ 人権教育及び啓発活動のための事業の実施
(5) 身近な地域課題を解決するために必要な環境整備・地域振興等に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯灯設置事業の実施 ○ 道路環境整備事業の実施 ○ 地域コミュニティの醸成に関する事業（ふるさとまつりや三世代交流事業など）

● 大洲市地域自治推進条例施行規則〈抜粋〉… 改正案

(協働による取組)

第4条 条例第3条第1項に規定する市との協働による取組は、次に掲げるものとする。

(1) **区長業務**

- ア 行政区内における必要な事項の周知及び協力
- イ 行政区内における市政運営上必要とする意見等の取りまとめ
- ウ その他市が依頼する事務の処理

(2) **自主防災事業**

- ア 地域の防災力を高め防災意識の向上を図る事業
- イ 地域の防災及び減災対策を進める事業
- ウ その他地域における組織活動の支援に必要な事業

(3) **敬老会事業**

(4) **地域の学び事業**

- ア 地域住民の学びの推進に必要な事業
- イ 人権教育・青少年健全育成の推進に必要な事業
- ウ その他地域住民が必要とする事業

(5) **身近な地域課題を解決するために必要な環境整備、地域振興等に関する事業**

(6) **前各号に掲げるもののほか、市及び自治会が合意したもの**

注) 市との協働による取組以外に、自治会が自主的・自発的に取り組む事業も含まれる。

2 自治会及び公民館等の事業及び業務【現状と今後との比較】

各自治会及び各公民館の事業及び業務を洗い出し、標準的な形でリスト化したもの。

【自治会事業・業務】

事業名	回数	業務名	回数
総会・役員会	3	地区要望とりまとめ	随時
各部会	各2	地域振興一括交付金申請・実績報告	2
球技大会（ソフトボール・バレーボール等）	各1	道路環境整備事業交付金申請・実績報告	2
敬老会	1	防犯灯設置補助金申請関連	随時
夏まつり（盆踊り大会）	1	交通安全整備事業申請関連	1
ふるさとまつり	1	源泉徴収事務関連	1
地区運動会	1	準公金受払管理（会計処理）	随時
美化運動（清掃・花いっぱい等）	各1	区長配布・回覧物仕分け作業	1 2
防災訓練・研修会	各1	募金（赤い羽根・緑の羽根・日赤社資）	3
自治会だより発行	1～3		
市政懇談会（隔年）	1		

【公民館事業・業務】

事業名	回数	業務名	回数
公民館運営審議会	2	各種補助金申請・実績報告	随時
成人学級	5	学級講座実施計画・実績報告	2
高齢者学級	7	公民館事業等定期報告	1 2
女性学級	5	公民館利用受付・備品貸出管理	随時
家庭教育学級	6	公民館施設管理（防火管理・清掃等）	年間
青年学級	2	巡回図書貸出	随時
三世代交流事業	1	公金・準公金受払管理（会計処理）	随時
人権学習会	1		
総会（人権・青少年）	2		
放課後子ども教室	随時		
公民館だより発行	2～12		

組織の一元化後は・・・

◎ 学級・講座の一定基準の設定

→ 学級合計 15 回以上、30 時間以上

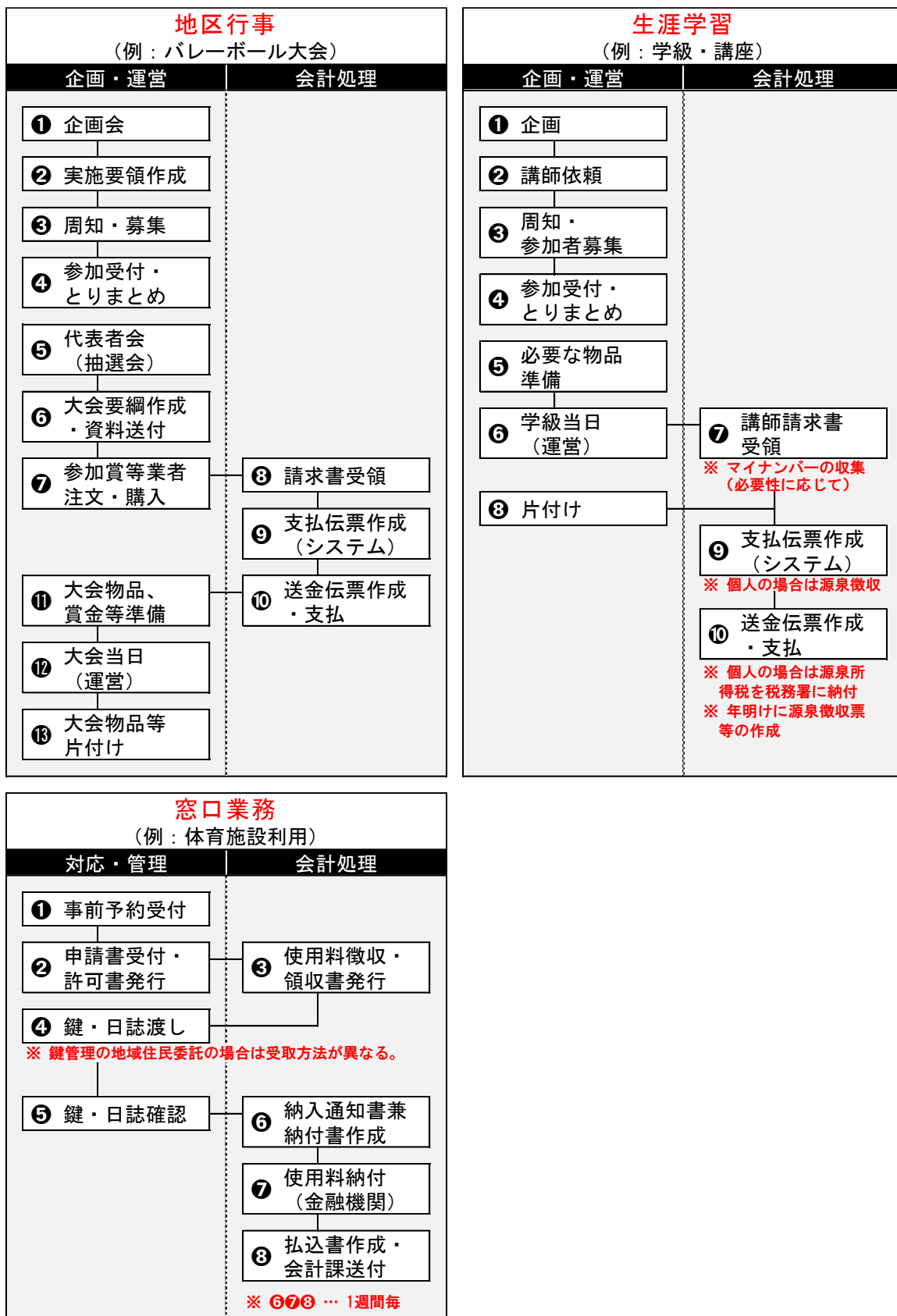
ただし、自治会の判断で、これまでの学級数を実施することは可能。

【連絡所及びその他の事業・業務】

事業名	回数	業務名	回数
各種協議会・実行委員会事業	各1	各種証明書等発行業務	随時
各種文化郷土芸能保存会事業	各1	社会体育施設利用許可関連業務	随時
		地区防災行政無線対応	随時

3 自治会事業及び業務の基本的な流れ

前頁の集落支援員が担う自治会事業・業務のうち、地域行事の企画・運営等及び会計処理の基本的な流れについては、下記のフロー図のとおりである。



4 コミュニティセンター（仮称）の職員配置及び業務

【職員の配置】別表1のとおり

	市直営	指定管理	備 考
センター長	1人	1人	自治会長の兼務可能
センター職員	0.5～1人	0.5～1人	0.5人は半日勤務のイメージ
集落支援員	0.5～1.5人	0.5～2人	0.5人は半日勤務のイメージ

【職員の身分】

	市直営	指定管理
センター長	市職員（会計年度任用職員）	地域任用職員
センター職員	市職員（会計年度任用職員）	地域任用職員
集落支援員	市職員（会計年度任用職員）	地域任用職員

【職員の業務（役割）】

	市直営	指定管理
センター長	○センター・分館運営統括 ○職員の管理監督 ○自治会支援*	○センター・分館運営統括 ○職員の管理監督
センター職員	○貸館（受付・許可等） ○施設維持管理 ○自治会支援*	○貸館（受付・許可等） ○施設維持管理
集落支援員	○自治会事務局（地域行事の企画・運営、会計処理等） ○地域の状況調査及び課題整理 ○地域等と関係機関の連絡調整 ○地域の在り方に関する話し合いの推進 ○地域の維持及び活性化のための取組 他	○自治会事務局（地域行事の企画・運営、会計処理等） ○地域の状況調査及び課題整理 ○地域等と関係機関の連絡調整 ○地域の在り方に関する話し合いの推進 ○地域の維持及び活性化のための取組 他

■ 指定管理に移行した場合は、施設の一体的・総合的な活用が可能となるとともに、センター職員と集落支援員が連携・協力しながら、施設管理と自治会業務を一体的に担う体制を整えることで、職員の負担軽減につながる。

※ 指定管理に移行した場合は、自治会支援は、市職員（本庁・支所）が行うこととなる。

5 適正な会計処理の仕組みづくり

(1) 会計処理システムの導入と不正行為の未然防止対策

① 課題

地域自治組織の再編にあたり、不慣れな会計事務処理による職員の負担増、不安の解消や、誤処理が発生しない仕組み、ルールづくりとともに、不正行為による地域の損失を防ぐために、不適正な事務取扱の早期発見、予防措置が図られる体制づくりが求められている。

② 支援体制

地域における適正な事務処理を進めていくことができるよう、次の体制により支援を行う。

ア 会計処理システム導入による統一的な処理と出納事務の軽減

イ 処理しやすい会計処理システムの提供及び会計事務処理マニュアルの作成

ウ 適正な会計処理が行える指導・監査体制の確保と実地検査の実施

③ 会計処理の手順

一般的な会計処理の手順は次のとおりとし、地域の実情に応じて可能な方法を講じることとする。

収入手順	支出手順
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">施設利用者等からの使用料等受領</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">伝票（3連複写）に必要事項記載 ※ 書き損じは、3連とも斜線を引き、切り離さず保管する。</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">領収書に出納員印の押印・手渡し ※ 使用料等を複数で確認後、鍵付金庫に納める。（夜間の管理場所注意）</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">会計処理システムにて帳票作成 ※ 領収書（控）を帳票の裏面に添付し、決裁後、ファイルに綴る。</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">使用料等を金融機関にて納入 ※ 1週間1回程度の頻度で処理する。</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">物品等購入業者からの請求書受領</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">物品等・請求書の検収 ※ 納品された物品等の数量及び請求内容に相違がないか複数で検収する。</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">会計処理システムにて帳票作成 ※ 請求書を帳票の裏面に添付し、決裁を受ける。</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">払出・振込等の伝票作成 ※ 複数で、通帳と届出印を別々に管理し、分担して伝票を作成する。</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">金融機関にて業者口座への振込 ※ 振込処理後、帳票をファイルに綴る。（現金払い出しの場合は、通帳と現金を複数で確認する。）</div>

(2) 会計処理において特に注意を要する事項

① 収入・支出業務

現金窓口受領及び振込などの処理にあたっては、会計事務処理マニュアルを参考に、複数で確認しながら処理する。

【収入】 受領した使用料等の金額と領収書のコピー

【支出】 請求書と帳票及び払出・振込伝票、通帳と帳票及び領収書

② 会計処理システム

会計処理システムの操作にあたっては、操作マニュアルを参考に、システムに入力間違いがないか十分に確認しながら帳票を作成する。

【収入帳票】 収入科目・納入金額・納入義務者

【支出帳票】 支出科目・支払金額・口座情報・支出摘要（支出目的）

③ 会計の管理

営業日における管理及び休日における管理にあたっては、会計事務処理マニュアルを参考に、適正な方法で管理するとともに、センター長は、定期的に処理状況を検査し、その検査の結果を報告する。

【毎日】 終業後の出納現金の額及びつり銭の額の確認及び日計表の記入
現金・通帳・印鑑は施錠可能な金庫にて保管（可能な限り、通帳と印鑑は分けて管理）

【毎月】 センター長による会計処理システム処理帳票と通帳の確認
会計定期検査報告書の作成と提出

④ 柔軟な運用が可能な現金の管理

近隣に金融機関がない場合に、緊急的・臨時的な支出に備えるため、資金前渡の行為を省略することができる仮払金（現金）を常備することは可能とするが、仮払金の取扱いについては、複数で確認しながら処理するとともに、専用の出納簿により整理する。

【随時】 専用の出納簿の記入
通常の支出手順による払出及び仮払金への戻し入れ
仮払金は施錠可能な金庫にて保管

【毎日】 終業後に仮払金の残額と出納簿の確認

【毎月】 センター長による会計定期検査報告書の作成と提出

6 区長業務の見直し・改善

(1) 現 状

市との協働による取組における区長の業務は、行政区内における必要な事項の周知及び協力をはじめ、市政運営上必要とする意見等の取りまとめや市が依頼する事務の処理などである。

<主な業務>

配布・回覧・周知

- 広報大洲等の配布
- お知らせ・チラシの回覧
- 各種事業・イベントの周知
- <主な各戸配布物>
 - ・ 広報おおず（毎月）
 - ・ 保健センターだより（毎月）
 - ・ おおず市議会だより
 - ・ きずな、りんぼかんだより
 - ・ 図書館報、博物館報
 - ・ おおず農業委員会だより
 - ・ 広域消防おおず など

調査・協力・委託等

- 要望や各種事業の取りまとめ・調査
- 緑の募金の取りまとめ
- 苗木配布事業の要望取りまとめ
- 日本赤十字社資（募金）の取りまとめ
- 郷土美化運動への協力
- 市立集会所等の維持管理（該当区のみ）
- 社会福祉協議会費の取りまとめ
- 赤い羽根共同募金の取りまとめ
- その他区内事業の推進 など

(2) 課題と対応

- 配布物が複数あり、その量が多い。

> 個別の印刷物の調査・分析・改善方法の検討・実施

例) 広報大洲の原稿入稿〆切の延長、個別印刷物の集約など

- 区長業務に関する地域振興一括交付金の基準額が配布数にかかわらず、同じである。

> 区長業務基準額の見直し

- ・ 均等割の減額 4万円/区 ⇒ 3万円/区（5世帯以下2万円/区）
- ・ 区入り世帯数割の増額 2,050円/世帯 ⇒ 2,500円/世帯

- 配布物を区長のもとに届ける方法に差異がある。

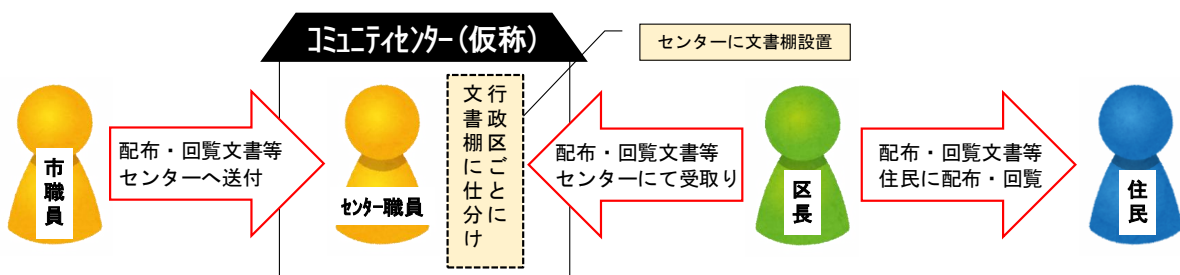
（公民館に取りに行く（区長会時に配布する）、自宅に届ける等）

> コミュニティセンターに届ける

※車も無く、部数が多いため持ち帰れない区長への対応例

- ・ 自治会内における取り決めに基づき、当該行政区の区長宅に集落支援員が届ける。

【区長への配布方法等イメージ】



【検討記録】

<p>《意見等》</p>	<p>《対応方針等》</p>
<p>《第6回検討会議》</p> <p>① 生涯学習の事業量が多く、今後、集落支援員が担うのであれば、業務をスリム化する必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">別冊1ページ</p> <p>② 集落支援員は、できる限り継続雇用ができる体制が必要と考え、再任用職員の配置で上手くいくのか。</p> <p>③ 国・県等における補助金に係る会計検査を地域自治組織で対応できるか心配である。補助金が団体等に直接交付されることに疑問を感じる。</p> <p>④ 現在の分館が本館と全く差異がない中で、今後、分館がどのような形で本館のようなイメージを辿るのか。</p> <p style="text-align: center;">別冊4ページ</p> <p>⑤ 指定管理になった場合、職員の不正行為の責任は誰が負うのか、センター長が負うのか。</p> <p style="text-align: center;">別冊5～6ページ</p> <p>⑥ 集落支援員が担う業務量と、その会計処理などの業務に係る具体的な支援をはっきりしないと検討する中で判断しかねる。</p> <p>⑦ 集落支援員など、地域での人材の確保が大変というのが実情である。</p> <p>⑧ センター長の役割、また、集落支援員やセンター職員を含めた任用や選考は誰がするのか。</p> <p style="text-align: center;">別冊2～4ページ</p>	<p>① 地域の実情に応じて、廃止するなど、再編を機会に全体的なスリム化は必要だが、<u>必要最低限の生涯学習の取組をお願いすることになる。</u></p> <p>② 集落支援員として、自治会業務を担う職員が雇用できる体制を考えた。あわせて、集落支援員の複数人による体制と本庁・支所における集中的な人員配置による支援体制を整える。</p> <p>③ 全ての補助金ではないが、今の流れとして、補助金は手を挙げた団体に直接交付されるが、会計検査は市が一緒になって受検体制を整える。</p> <p>④ 本館の職員が分館の範囲の自治会支援業務を0.5人役で担っているとした場合、その0.5人にプラス0.5人で計1人となるイメージで考えているが、<u>詳細については、今後、説明する。</u></p> <p>⑤ 直接的には指定管理者になる。この不安等を踏まえて、<u>次回以降の会議で、不正な会計処理等を防ぐための体制づくり等を検討課題に加え検討を進める。</u></p> <p>⑥ 簡単な会計の仕組みやシステム導入、職員の雇用などの支援は考えているが、<u>細かな不安の部分は、議題に挙げて協議し、支援方法を考える。</u></p> <p>⑦ 市が全域に募集するので、地区との相談になるが、地区外の方で構わなければ、その方が従事することは可能である。</p> <p>⑧ 直営の場合は市が任命、指定管理の場合は、指定管理者である地域自治組織が任命する形である。 <u>センター長や集落支援員、センター職員が担う業務は、次回以降の会議で提案する。</u></p>
<p>《第7回検討会議》</p> <p style="text-align: center;">以下、別冊1～7ページ参照</p> <p>① センター長は、センター職員と同じように常勤の体制を取るのか。また、自治会の長も兼ねるのか。</p>	<p>① 基本的に常勤では考えていない。また、地区での考えになるが、自治会業務とあわせて、施設管理も行えるため、自治会長がセンター長を兼ねることが効率的ではないかと考える。</p>

《意見等》

- ② 区長業務基準額の見直しとなれば、地区独自の運用している区長手当の考え方を見直す必要があるのか。
- ③ センター長の勤務体制は、仕事の内容に応じて自治会に見合った体制となるよう自治会に任せていただけるものなのか。また、集落支援員の雇用について、人間関係に影響が出ることもあり、どのような雇用方法にすべきか不安である。
- ④ ふれあい会館は他の公民館と取扱いが異なるので、支所長がセンター長に、自治会は自治会の業務をとという仕分けはできるのではないのか。
- ⑤ 世帯の少ない行政区の統合について市は考えていないのか。
- ⑥ 若宮コミュニティセンターの開館が全日であるが、集落支援員が0.5人の根拠は何か。他の地区との整合性が取れていない。どのような根拠で算出されたのか。
- ⑦ 段階的に増やすのではなく、最初から集落支援員になる2人や1人の方に引継ぎする方がいいのではないのか。
- ⑧ 4年目以降も1.5人でできるということになれば、ある程度、融通は利くのか。一律で考えているのか。
- ⑨ 集落支援員2人の場合、8時間が1人、4時間が2人という形もありなのか。
- ⑩ センター長や集落支援員などの給与体系の基準がある程度、固まっているのか。
- ⑪ 来年度、この時期になれば、センター長、センター職員、集落支援員を決めないといけないが、どのように準備を進めればいいのか分からないので、職員を決める方法を教えてほしい。

《対応方針等》

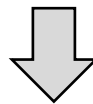
- ② 区長手当の基準となる額を示すものであり、最終的に区長手当を幾らにするかは、これまで同様に自治会にお任せする。
- ③ 現公民館長の標準的な30時間の勤務体制と同じ考え方ではあるが、地域の実情に応じて、柔軟な取扱いは可能と考える。また、集落支援員を1年更新の条件付けで雇用することは可能である。市の会計年度任用職員の規定を参考にお示しする。
- ④ 施設の管理は自治会にお願いしたいと考えているが、必要であれば、支所等の職員において支援する。
- ⑤ 5世帯を目安に統合を検討していただくよう働きかけをしている。
- ⑥ 若宮分館は事務補助が1人であるため移行後はセンター職員1人に、主事がないので、0.5人となっている。開館予定は、一般的な考え方であり、詳細については、今後、協議させていただきたい。
- ⑦ コミュニティセンター移行後、1年目は市の職員と一緒に業務をするので、引継ぎは十分行える。
- ⑧ 1年目の引継期間の中で、状況が分かってくると融通を利かせ、軌道修正を図ることも一案ある。皆様の意見と市の考え方で状況に応じて対応したい。
- ⑨ 1日、半日など、地域での柔軟な雇用は問題ない。
- ⑩ 職員の給与体系等は内部での協議も進んでいない。今後、固まり次第、協議させていただきたい。
- ⑪ まずは、地元で担っていただく方がいないか探していただきたいが、担い手がない場合は範囲を広げて募集し、雇用に向けて事務を進めるイメージである。将来的に地域で雇用される人を選考していただくことを大前提に考えている。

別冊1～3ページ

別冊4ページ

別冊1～3ページ

《意見等》	《対応方針等》
<p>⑫ 公募をしないといけないのか、地元が適した人に打診していいのか。</p>	<p>⑫ 理想は公募であるが、山間地域で人口の少ない地区では、適した人をお願いすることもある。<u>柔軟な対応をするが、具体的には、今後、それぞれの地域と協議させていきたい。</u></p>
<p>⑬ センターの職員の給料や共済年金等、移行した時の考えも含めて、様々な処遇改善を検討してほしい。</p>	<p>⑬ 現行の待遇をもとに、引き継いでいくような形で今のところは考えている。<u>今後、詳細について協議させていきたい。</u></p>
<p>⑭ 採用スケジュールや待遇など、どのように公募するのか、どういう形で働くのか、大まかな形を固めた案を示してもらえば、地域にとっては早めに全体図が見えてくる。</p>	<p>⑭ <u>次回、協議事項にタイムスケジュールや待遇なども含めて、提示できるようにしたい。</u></p> <p style="text-align: center;">別冊 1～3 ページ</p>
<p>⑮ 運営の中で、もし不正があった場合の保険というものはあるのか。</p>	<p>⑮ <u>今後、何か対応できる保険があるか、調査した上で回答する。</u></p> <p style="text-align: center;">別冊 3 ページ</p>

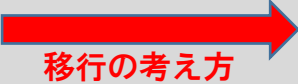


【検討結果】

項目	2-1	コミュニティ施設への移行時期及び設置主体
	2-2	コミュニティ施設の名称
	2-3	コミュニティ施設の事業・業務及び連絡所業務

【検討内容】

コミュニティ施設への移行にあたっては、地域自治組織再編基本方針に「目指すべき将来像」として、「住民が主役となる地域、みんなが支えあい活気あふれる地域、特性を生かした持続可能な地域」、そして「いつでも誰もが集い・学ぶことができる場所、多世代が交流できる場所」を目指すため、住民に分かりやすく安全安心で利用しやすい施設、また、施設管理者の負担軽減に繋がる管理体制に向けて検討する。

	公 民 館	 移行の考え方	コミュニティ施設
移行時期		<u>地区説明会の翌年度を目標に設定</u>	令和6年4月1日（一斉）
設置主体	教育委員会	<u>所管部局の一元化</u> ・ 職員集中配置による支援体制強化	市長部局
施設名称	公民館	<u>統一名称の設定</u> ・ 周知徹底 ・ 愛称等設定可能	《複数案提示による選定》 ・ 地域づくり活動センター ・ 交流センター ・ コミュニティセンター ・ 市民センター
業務	貸館業務 維持管理業務 公民館事業	<u>みんなの集う場所</u> ・ 新組織による公民館事業の継続	貸館業務（営利等可能） 維持管理業務 ※ 公民館事業を市と地域自治組織との協働による取組に追加
	証明書等発行業務（連絡所）	<u>新たなサービスに移行</u> ・ 高いマイナンバーカード交付率（62.9%） ・ 発行場所と利用時間拡大 ・ 窓口負担軽減	廃止 ・ コンビニ交付開始（R5.3） ・ デマンド型交通の整備 ※ 実態に応じて郵便局委託の検討

1 証明書（住民票）等発行サービスの廃止

(1) 証明書等発行サービスの現状と廃止に伴う課題

① 現 状

連絡所機能を有する窓口を市内に19箇所設置しているが、連絡所での証明書等発行サービスの取扱件数が年々減少する一方で、商業施設内に設置されている「市民サービスセンター」の利用が年々増加傾向にある。

このことは、土日・祝日も利用できることや、周辺に多数の商業施設が集中するなど利用者にとって利便性が高いことが要因であると考えている。

地域連絡所	平成22年度	令和3年度	比 較
大洲地域連絡所	5,368件	2,396件	▲2,972件
長浜地域連絡所	1,479件	509件	▲970件
肱川地域連絡所	63件	33件	▲30件
計	6,910件	2,938件	▲3,972件
市民サービスセンター	2,654件	5,058件	2,404件

② 課 題

コンビニ交付の導入やデマンド型交通の整理等による証明書等発行サービスの廃止、また、別の手段として、実態に応じた郵便局委託の検討をする上で、次のような課題が考えられる。

- コンビニから遠い中山間地域では不便となる。
- 郵便局のない地区があり、郵便局委託では解決できない。
- 現在の法律の枠組みの中で、自治会へ証明書等発行サービスの委託は、実務的に困難である。

(2) 証明書等発行サービスの廃止時期の再検討と新たなサービス体制の構築

上記における課題等を踏まえ、直営の間（最長3年）は、証明書等発行サービスを継続するとともに、コンビニ交付サービス利用の動向を注視しながら、4年後において、住民ニーズに応じた新たなサービスを検討する。

【経過措置】

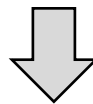
- 直営の間（最長3年）は、センターにおける証明書等発行サービスを継続することとし、その後は廃止する。

【新たなサービスの検討】

- センターにおける証明書等発行サービス及びコンビニ交付サービスの利用状況を踏まえ必要性について判断するとともに、法的に導入可能な新たなサービスを検討する。⇒次回以降提案

【検討記録】


<p>《意見等》</p>	<p>《対応方針等》</p>
<p>《第6回検討会議》</p> <p>① 社会教育施設である公民館が現小学校区に1館残すのか。令和6年度以降は存続しないということか。</p> <p>② 元々公民館でない施設「ふれあい会館」が再編により、形や名称がどうなるのか。</p> <p>③ 証明書等の発行は、街中であればコンビニで対応できるが、周辺部では車の無い方の需要もあるため、廃止ではなく、指定管理者において、どうすれば対応できるか考えていただければ、地域も救われる。今後の課題として提案する。</p>	<p>① 組織の一元化により、新たな地域自治組織の中に、生涯学習部門として機能は残す。</p> <p>② 利用部分が特定できるのであれば、2つの条例で施設を管理することは可能である。</p> <p>③ 特に中山間地域では、コンビニまで遠いとの意見もある。地域ごとに様子も異なるので、そのことも含めて、<u>改めて協議させていただきます。</u></p> <p style="text-align: center;">別冊 8 ページ</p>
<p>《第7回検討会議》</p> <p style="text-align: center;">以下、別冊 8 ページ参照</p> <p>① 最長3年は継続するとのことだが、その間は、市の職員を配置する考えなのか。</p> <p>② 今は即日交付だが、急を要しない場合は、センターでの受渡しといった後日交付という方法は可能なのか。</p>	<p>① 直営の3年間は、集落支援員、センター職員ともに、市の職員としての雇用となる。</p> <p>② 指定管理になると、継続して実施することが難しいので、<u>法的に導入可能なサービスについて、調査・研究を行った上で、可能なものがあれば、提示して協議させていただきます。</u></p> <p style="text-align: center;">別冊 10 ページ</p>



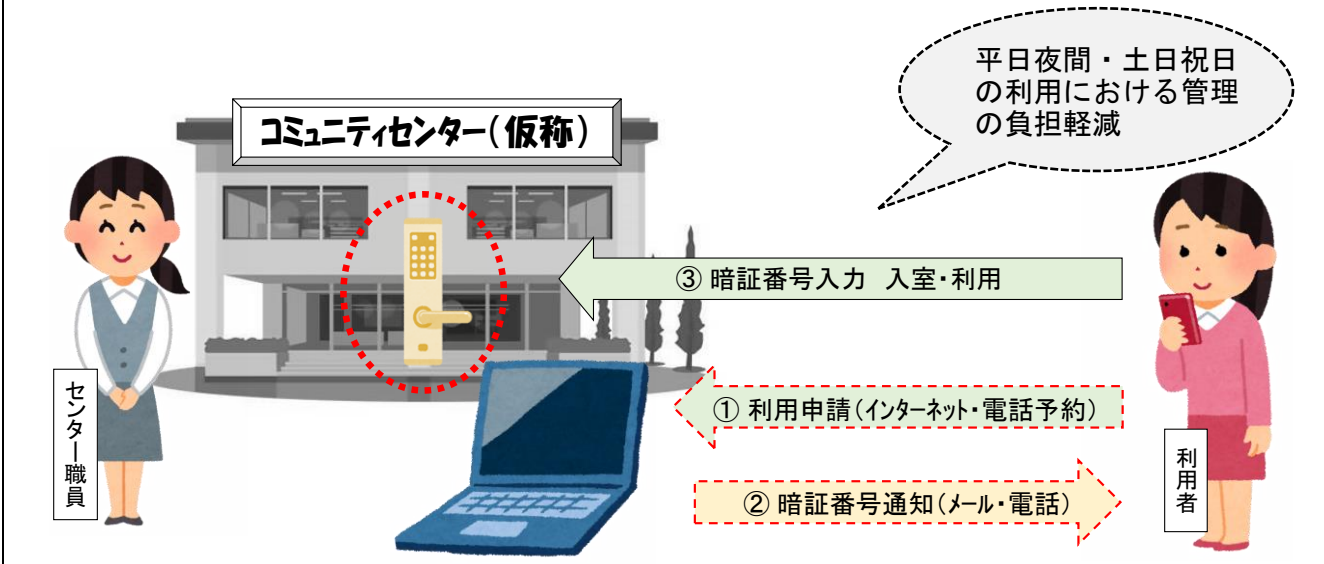
【検討結果】

<p>《第7回検討会議》</p> <p>● 2-1 移行時期は令和6年4月1日を目標、設置主体は市長部局とする。 2-2 施設の名称は複数案提示して関係者の方の意見を伺った上で決定する。 以上のような方向性とするが、<u>2-3は引き続き検討する。</u></p>
--

【検討内容】

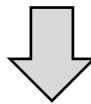
	公民館	 移行の考え方	コミュニティ施設
開館時間	午前8時30分～午後10時	<u>現況や実情に応じた柔軟な設定</u> <u>開館と貸館の時間区分</u> ・ 利用実績等に応じた効率的な人員配置 ・ 貸館がない場合の人員配置削減・負担軽減	午前8時30分～午後5時15分 ※ 市長が必要と認めるときは変更可
貸館時間			午前8時30分～午後10時 ※ 市長が必要と認めるときは変更可 ※ 開館時間以外は、無人で対応できる仕組み（スマートロック等）の検討
休館日	12月29日～翌年1月3日		12月29日～翌年1月3日 ※ 市長が必要と認めるときは変更、臨時休館可
使用料	公民館条例等 520円/h ※200～250㎡	<u>営利等の使用料設定</u>	センター条例（地域自治組織等：減免） 一般520円/h 営利1,040円/h ※ 200～250㎡場合 営利2倍
施設予約	期間設定なし	<u>これまでの利用環境の確保</u>	地元登録団体 期間設定なし 一般 使用2か月前
利用制限	災害発生や公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれ、管理上支障がある場合等	<u>地域福祉向上につながらない利用の制限</u> ・ 悪徳業者等の排除	専ら営利を目的とする利用の制限（追加）

【デジタル管理システムによるコミュニティ施設の管理イメージ】




【検討記録】

《意見等》	《対応方針等》
《第6回検討会議》 特になし。	
《第7回検討会議》 ① 管理人の設置はどうするのか。	① デジタル管理システムを導入するまでは、現状の体制を維持するが、 <u>管理人の廃止時期は、システムの導入の時期で判断させていただきたい。</u>



【検討結果】

《第7回検討会議》 ● 移行の考え方のおりの方向性とする



【検討内容】

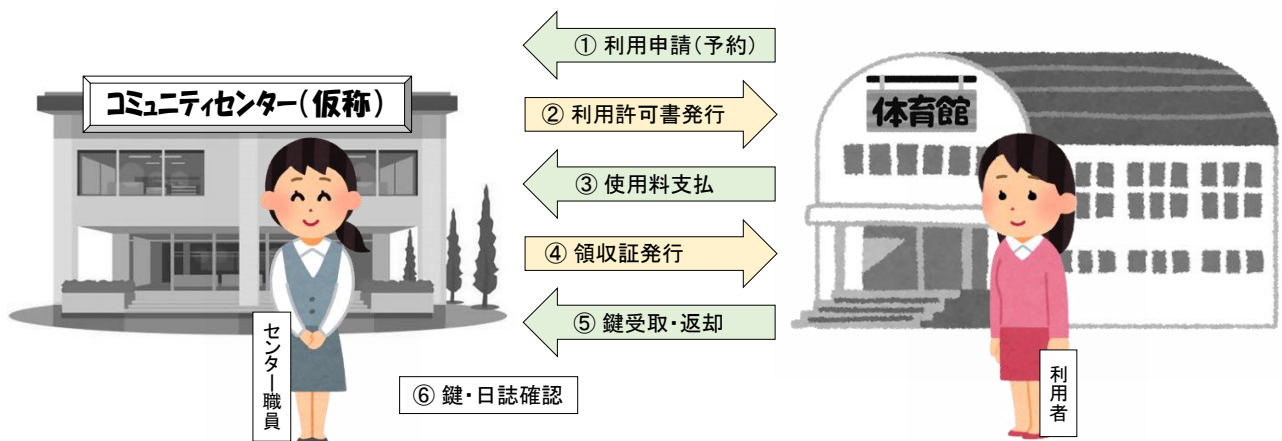
現在、地区公民館が管理する屋内運動場などの社会体育施設等の管理は、利用する地域住民へのサービス維持のため、センター業務として位置付ける。また、指定管理者制度移行後は、指定管理者（地域自治組織）に管理業務を委託する方向で検討する。

なお、管理業務に係る委託料相当分は、指定管理料又は地域振興一括交付金に加える方向で検討する。

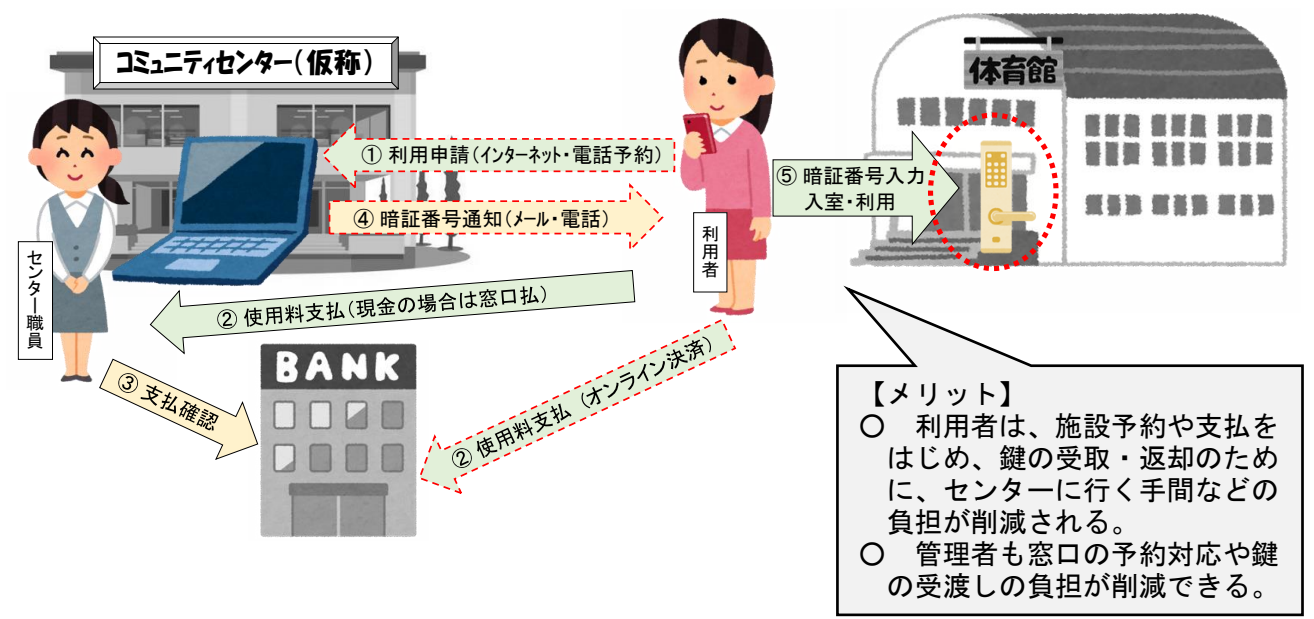
ただし、地域自治組織の範囲を超えて使用する施設や文化施設などの管理は、担当課又は支所等において管理する方向で調整する。併せて、管理者及び利用者の負担を軽減するため、デジタル管理システムによる管理方法を導入する方向で検討する。

※ 施設予約の期間設定は、コミュニティ施設に準じる。

【現状の社会体育施設管理イメージ】

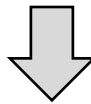


【デジタル管理システムによる社会体育施設管理イメージ】



【検討記録】

《意見等》	《対応方針等》
<p>《第6回検討会議》</p> <p>① 体育施設や公民館の管理のデジタル化を進めるとあるが、緊急時の避難所開設は、指定管理の場合、地元が運営するのか。現在は市職員が対応しているが、どう変わるのか。</p>	<p>① 避難所運営は未定であるが、<u>基本的には現状と変わらない。ただ、今後、自治会との協議の中で、地元が運営するという話があれば、そのような運用も考える。</u></p> <p>次回以降提案</p> <p>第8回 別冊14ページ</p>
<p>《第7回検討会議》</p> <p>① 新たな地域自治組織になった場合、社会体育施設等の管理は、どういう体制になるのか。</p>	<p>① センターで管理する施設、本庁・支所で管理する施設などの管理方法を現在、検討しているので、<u>次回以降に説明させていただきたい。</u></p> <p>別冊11～13ページ</p>



【検討結果】

<p>《第7回検討会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理体制について、センター業務に位置付けるなど、大筋としてはこの方向性する。 ● デジタル移行に懸念のある施設については、個別に協議させていただくことになる
--

【検討内容】

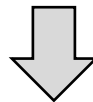
これまでの自治会活動保険の傷害補償は、当該自治会に加入する者でかつ、その自治会の範囲内での活動に限られているため、居住地以外の自治会での活動における負傷等は補償されない課題が挙げられている。

この課題を解消するには、活動等における居住地制限の無い「公民館総合補償制度」（賠償責任補償は現行の自治会活動保険）に加入するとともに、地域自治組織が安心して事業に取り組めるよう補償内容の充実を図る。


	現 状		再編後
保険種類	自治会活動保険	公民館総合補償制度	公民館総合補償制度 (+自治会活動保険)
賠償責任補償	1事故につき2億円(限度額) 免責金額1,000円 ・借用財物 ・食中毒事故		1事故につき2億円(限度額) 免責金額1,000円 ・借用財物 ・食中毒事故
傷害補償	死亡500万円 後遺障害20~500万円 入院3,000円(180日限度) 通院1,500円(90日限度)	死亡650万円 後遺障害26~650万円 入院3,900円(180日限度) 通院1,800円(90日限度) 手術 入院手術39,000円 外来手術19,500円 ・食中毒事故 ・熱中症	死亡1,000万円 後遺障害40~1,000万円 入院6,500円(180日限度) 通院3,000円(90日限度) 手術 入院手術65,000円 外来手術32,500円 ・食中毒事故 ・熱中症
傷害見舞費用	入院等1事故1名につき 最大10万円	入院等1事故1名につき 最大10万円 +建物損害6万円	入院等1事故1名につき最大10 万円 +建物損害6万円
特約			職員の傷害補償・傷害見舞費用 ただし、食中毒・熱中症は対象外

【検討記録】

《意見等》	《対応方針等》
《第6回検討会議》 特になし。	
《第7回検討会議》 ① 補償範囲が広いため、非常によく賛成する。ぜひ取り組んでいただきたい。	—



【検討結果】

《第7回検討会議》 ● 新しい仕組みに見合った制度になるものであるため、居住地制限の無い「公民館総合総制度（賠償責任補償は現行の自治会活動保険）」に加入するとともに、補償内容を充実する方向とする。 
--

【検討内容】

1 地域振興一括交付金算定基礎の見直し

(1) 基本的な考え方

第6回検討会議において提示した改正(案)について、次のとおり具体的な割合などの基本的な考え方を示すものである。

また、これまでと同様に多額の繰越金が生じた場合は、当該自治会に返還を求める場合がある。

項目	現 状	見直しの考え方	改 正 案
自治会活動補助金	均等割 (50%)	活動の実態に応じた区入り世帯の重視 ・ 区入りの促進	均等割 (30%)
	世帯割 (25%)		世帯割 (10%)
	人口割 (25%)		人口割 (10%)
	会長等手当相当額 48 万円		区入り世帯割 (50%)
	行政区割 8,000 円		会長等手当相当額 70 万円
区長業務	均等割 (40%)	業務の実態に応じた区入り世帯割の重視 ・ 区入りの促進 ・ 行政区の統廃合	均等割 (30%)
	世帯割 (10%)		世帯割 (10%)
	区入り世帯割 (50%)		区入り世帯割 (60%)
自主防災活動	均等割 (80%)	防災訓練、備蓄食料確保等に伴う世帯数重視 地区取組の継続支援	均等割 (50%)
	世帯割 (20%)		世帯割 (50%)
	—		仮) 地区防災機能強化事業実費 (上限 25 万円) → コミュニティタイムライン策定等
敬老会事業	開催箇所割 20,000 円	未実施の場合は翌年度減額 (変更なし)	開催箇所割 20,000 円
	75 歳以上人口割 2,000 円		75 歳以上人口割 2,000 円
公民館活動	均等割	生涯学習の基準に合わせた算定基礎 4 項目の一本化 ・ 地域づくりとの一体的な活動 ・ 基準を踏まえた予算枠の確保 ・ これまでの学級等が実施できる環境整備 (多く実施した場合における追加予算枠の確保)	基礎交付 25 万円 ※基準以下の場合、上限 15 万円の実費交付とし、翌年度 25 万円から減額 実費による翌年度追加交付 ・ 基準以上 上限 7 万円 ・ 20 回以上 上限 15 万円 分館活動費 (一律)
	人口割		
	分館活動費		
学級講座	1 館当たり (分館含む)		
社会体育	1 館当たり		
青少年健全育成	均等割		
	人口割		
人権啓発事業	1 地区人教当たり 85,000 円	変更なし	1 地区人教当たり 85,000 円
道路環境整備事業	市道延長割	変更なし	市道延長割
防犯灯設置等補助金	補助率 1/2 上限 3 万円	一括交付金に統合手続き等の簡素化	自治会・行政区の実績に応じて、翌年度交付金に加算 (単年度上限額設定予定)

(2) 算定基礎見直しに係る具体的な交付金

(1) 基本的な考え方により、地域振興一括交付金の具体的な金額については、別表2の試算額とする。

2 自治会の取組を対象とした補助制度新設

(1) 補助制度新設の目的

地域の課題を解決するためには、自治会と地域づくり団体等が連携し、地域が一体となって、地域資源や観光資源等を活用した魅力ある地域づくり事業に取り組むことが重要であると考えられる。

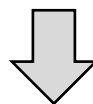
そこで、補助対象団体を自治会に特化し、これまでの補助要件に柔軟性を持たせ、自治会がより活用しやすい制度とすることを目的に新設するものである。

(2) 補助制度の概要

<p>がんばるひと応援事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな地域づくり事業 予算規模 1,000 万円 	<p>補助率 9/10 上限 200 万円</p> <p style="text-align: center;">自治会特化</p>	<p>(仮称) 自治会地域づくり補助金 補助残は一括交付金充当可能</p> <p>① チャレンジ & フェジ事業 (最長 2 年) 補助率 6/10 上限 50 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組計画検討経費 研修、視察、講師謝金、ワークショップ等 取組実証経費 コミュニティカフェ、農産物販売、試作開発、フリーマーケット、区入促進等 既存事業見直し経費 イベント統合、子ども居場所づくり <p>② 取組計画展開事業 補助率 8/10(ハード)・備品 5/10 上限 200 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ①の取組計画、実証を踏まえて取り組む事業経費 <p>③ 地域環境整備事業 補助率 5/10 上限 50 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 広場、花壇等の整備 伝統、文化の保存継承 <p>④ 自治会備品整備事業 補助率 5/10 上限 20 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動備品の整備 (センター備品との区分必要)
<p>◎ 自治会を対象とした補助制度見直し</p> <p>◎ 要望が多い備品・環境整備に係る経費を対象の創設・継承</p> <p>◎ 自治会再編に伴い生じる既存事業見直し経費を対象に追加</p> <p>◎ 新たな取組の検討経費や実証経費、本格的な実施経費を熟度に応じて支援(実証を踏まえ事業中止も可能)</p> <p>◎ 採択された補助事業の内容・実績を全自治会で共有</p>	<p style="text-align: center;">内容継承</p> <p style="text-align: center;">新規追加</p>	
<p>うるおいの里づくり事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあい広場・花壇の整備 観光交流資源整備 伝統文化の保存育成 予算規模 100 万円 	<p>補助率 5/10 上限 50 万円</p>	
<p>新たな取組に対する側面的な支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的課題解消等につながる担当部署による協力・助言・調査 先進事例等の調査・紹介 取組に必要な人材確保(自治会単位での地域おこし協力隊の導入等) 		

【検討記録】

《意見等》	《対応方針等》
<p>《第6回検討会議》</p> <p>① 役員手当相当額を増額するとは、現在の48万円にプラスするとの考えか。</p> <p>② 道路環境整備事業や区への交付金が少ないので、そこをどうするか。例えば、今は役員手当を抑制して、地域の活動に充てるなど動けるお金を生み出している。具体的な中身は今後、理解していきたい。</p> <p>③ 新たな補助制度とは、具体的にどのような補助なのか。がんばるひと応援事業との違いは何か。</p> <p style="text-align: center;">別冊9～10ページ</p>	<p>① 現在の48万円にプラスして交付する考えだが、<u>具体的な数字は次回以降に説明する。</u></p> <p>② 一括交付金は使いやすい交付金でなければ意味がない。<u>今回、お示したものはたたき台であるため、今後、具体的な提案をする。</u></p> <p>③ 方向性や内容について、まだ具体的な制度設計ができていないので、<u>制度設計ができた時点で、会議で諮りたい。</u>また、<u>がんばるひと応援事業は近年、申請件数が減少している</u>ので、その制度の見直しも含めて、<u>新たな補助制度との関係性も見ながら制度設計したい。</u></p>
<p>《第7回検討会議》</p> <p>以下、別冊9・10ページ参照</p>	
<p>① 今まで、子ども神輿や獅子舞の道具に購入等で活用していたコミュニティ補助が、この制度に変える考えなのか。</p> <p>② 避難所等での新型コロナ感染対策として、今年度、コロナ検査キットを購入しようとしているが、地区防災機能強化事業の対象となるのか。</p> <p>③ 1自治会で10名以上が確保できない場合に、他の自治会と合同で実施した場合、それぞれが実施したことになるのか、原則のとおり、1自治会で10名以上の参加者が必要なのか。</p> <p>④ 自治会以外の団体などに対する制度ではなくなったという理解でよろしいか。また、取組計画展開事業は最長何年まで補助できるのか。</p>	<p>① コミュニティ助成（宝くじ助成）事業とは別のもので、市の単独措置として実施している制度である。</p> <p>② 現時点では、地区防災計画等の見直しに要する経費として考えているが、<u>様々な事業メニューも検討し、有効に活用できる制度としたいため、随時、意見をいただきたい。</u></p> <p>③ 人口減少の中で、地域での活動が難しくなるため、基本的には、合同で実施した場合も、それぞれが実施したことでの理解で構わない。</p> <p>④ えひめの未来チャレンジ支援事業で、上限100万円で2分の1の補助制度が別にあるため、この制度を活用いただく前提で自治会に特化した。<u>取組計画展開事業は、基本的に1年と考えるが、現時点で詳細は決まっていないので、そこも含めて今後決定していく。</u></p>



【検討結果】

<p>《第7回検討会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域振興一括交付金算定基礎の見直しの基本的な考え方、また、自治会の取組を対象とした新たな補助制度については、このような形で進める方向とする。 ● 個別に出てきたものは、その都度、対応していく形とする。
--



【検討内容】

平成19年の自治会設置以前に設置されている地区社会福祉協議会をはじめ、地区自主防災組織、地区人権教育協議会などについては、地域自治組織の構成団体に位置付けられている地区もあるが、通常の活動に取り組む中、また緊急時の対応の中で指揮命令系統が不明確で分かりにくいとの課題が挙げられている。

また、複数の組織が存在することで、組織ごとの役員の選出をはじめ、会計処理、会議など地区の負担や役員の兼務など一部の住民に偏った負担が生じているため、地域自治組織と一元化することが可能な組織については、地域自治組織の部会に位置付けるなど、二重組織を解消し、負担を軽減する方向で検討・調整する。

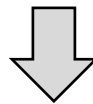
【協議会等との一元化の例】

協議会等の名称	地域自治組織部会への移行（案）
地区社会福祉協議会	福祉部門 → 例) 生活福祉部会
地区自主防災組織	防災部門 → 例) 自主防災部会
地区人権教育協議会	生涯部門 → 例) 生涯学習部会
地区青少年健全育成協議会	生涯部門 → 例) 生涯学習部会
交通安全協会支部	防災部門 → 例) 自主防災部会

※ その他の組織がある場合は、地域自治組織において適宜部会への移行を検討する。

【検討記録】

《意見等》	《対応方針等》
<p>《第6回検討会議》 特になし</p>	
<p>《第7回検討会議》</p> <p>① 社会福祉協議会の考え方はどうなのか。各地域で運営しても構わないという同意を得ているのか。</p> <p>② 長浜や肱川、河辺の地区社会福祉協議会は一つであり、新たな自治会に入るとは難しい点があるため、よく考えて協議してほしい。</p> <p>③ 地区内の別の組織が自治会の中に入り、一緒に活動したいとの相談があったが、観光面については、一緒に取り組むことができると思うが、助言をいただきたい。</p>	<p>① 社会福祉協議会も含めて、関係部署から意見をいただくよう調整しているため、次回の会議でお答えする。</p> <p style="text-align: center;">別冊 16～20 ページ</p> <p>② 簡単に一元化できるものではないと認識している。社会福祉協議会と相談しながら、慎重に協議し、良い方向に進むよう話を進める。</p> <p>③ 地域によって事情が異なるが、その統合は不可ということは特になし。個別に相談いただければ、一緒になって、良い形を考えていきたい。</p>



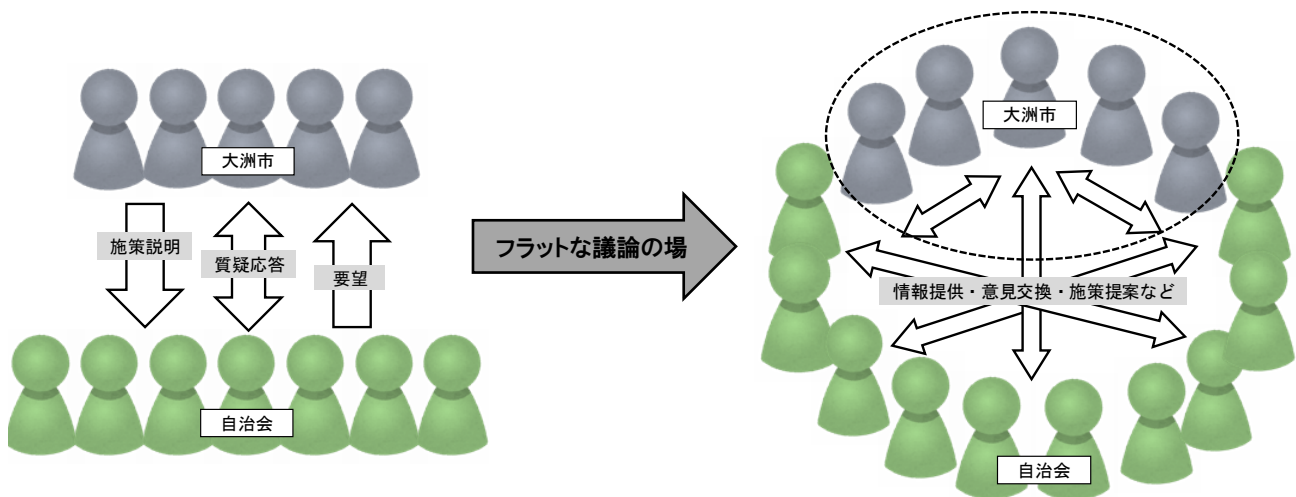
【検討結果】

【検討内容】

これまで年2回程度開催していた「自治会連絡会議」と「公民館長・分館長会」は、それぞれの代表の出席のもと、市からのお願いや地域課題への取組等に関する意見交換の場であったが、再編以降においては、市から情報提供をはじめ、市への要望、地域課題の解決に向けた調査・研究、新たな取組など、組織間での情報交換、意見交換の場として、より活発で有意義な会議の在り方を検討する。

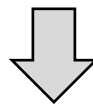
また、2年に1回のサイクルで開催している「市政懇談会」については、開催を希望する地域自治組織からの手上げ方式の開催方法に切り替える。また、行政提案型による形式的方法ではなく、地域自治組織主導によりテーマを決定する方法に切り替え、地域と行政が対等な立場で話し合うフラットな会議の在り方を検討する。

【市政懇談会のイメージ】



【検討記録】

<p>《意見等》</p>	<p>《対応方針等》</p>
<p>《第6回検討会議》</p> <p>① 再編にあたって、議員がいない地域もあるため、自治会が市に要望する場合に優先的な形で対応するなど、自治会としての権利を重視していただきたい。</p> <p>② 市政懇談会は、行政は市民に様々な情報を提供する義務があるため、手上げ方式ではなく、強制的な形で2年に1回は各地域で開催が必要と考える。</p> <p>③ 市政懇談会は、セレモニ一的な意味合いが強く、地域として議題を無理やり捻り出すようなこともあり、そもそも、もっと考えないといけない。</p> <p>④ センターに移行した場合も、職員のスキルアップのために、引き続き、センター職員及び集落支援員の研修を実施してほしい。</p> <p>⑤ 市長部局に移行することで、社会教育が衰退しないよう、移行後も定期的もしくは年2回程度、それぞれのセンターとの情報交換会を開催してほしい。</p> <p>⑥ 指定管理に向けて進む中で、地域の住民が主体的に取り組む立場になるため、市に総合的な窓口を設け、いつでも相談できる支援体制を整えていただきたい。</p>	<p>① 自治会としての権利という意見も踏まえ、<u>今後、どういう形が理想なのか、他の地域の意見も伺いながら結論を出す。</u></p> <p style="text-align: center;">次回以降提案</p> <p>②③ 住民への情報提供や意見を伺うことは、市政を預かるものとして当然の義務であるが、これまで実施してきた中で、地域によって、意見の出方や会の必要性に違いがあったため、今回、手上げ方式での提案をしたが、様々な意見もあるので、<u>今後、他の地域の意見等も伺った上で、最終的にどのような形が理想なのか結論を導き出して提案する。</u></p> <p>④ 様々な研修は必要である。業務を担う職員のスキルアップのために、引き続き、できる限りの支援をする。</p> <p>⑤ 集落支援員同士による情報交換や交流を深める場などの機会を適宜取り入れ、市との協働による取組を推進していく。</p> <p>⑥ 今後どうなるか具体的なものはないが必ず、<u>相談窓口の支援体制は整える。</u></p> <p style="text-align: center;">次回以降提案</p>
<p>《第7回検討会議》</p> <p>① 市政懇談会の在り方についての意見として、市の考えを提案いただければ、地域なりにそれに対して考える。特に市長がどうされたいのか検討をお願いしたい。</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">別冊 21～22 ページ</p>



【検討結果】

--

【 検討会議の各回まとめ 】

第 6 回	<p>○ どれくらい的人员が必要なのか、どのような業務を担うことになるのかなど、全体像が見えて来ないと検討を進める上で判断が難しいため、現時点で<u>地域が担う可能性のある業務</u>を見える化、リスト化することで、安心感が持てることや懸念となる部分への対処ができるなど、検討会議を建設的に進めることができる。</p> <p>● <u>次回以降、より具体的な数値や金額の部分を事務局から提示していただきながら、引き続き、検討を進める。</u></p>
第 7 回	<p>○ いくつかの項目については、検討会議としての方向性が決まった。</p> <p>● <u>次回、地域の学び事業の一定基準の示し方や、どのような事業を位置付けるか、また、集落支援員の雇用関係など、不安を解消しつつ、具体的な検討をするために、更なる見える化により、引き続き、検討を進める。</u></p>
第 8 回	
第 9 回	

関係者説明会	
第10回	
第11回	